

2015年
相続・贈与大增税
あなたの財産を守る一冊

NIKKEI
TOP LEADER 日経トップリーダー

日経 **マネー**
日経BPムック

相続・事業承継 土地活用

お役立ちガイド



相続税、もう他人事ではない
対策まったなし!

相続・贈与の 知識と対策

相続人＝配偶者・子供2人の場合、
相続財産が

8000→4800
万円超 万円超

で納税義務発生!

- 土地活用と評価減
- 生命保険利用の節税策
- 生前贈与の上手なやり方

分かりにくい小規模宅地特例にもズバリ回答!



八木美代子の

知らなきゃ損する相続税

“争族”を避けて会社を守る

検証

オーナー社長の事業承継

自社株の後継者集中、譲渡のタイミング...

事例で教える

児玉靖彦の

賢い事業承継術





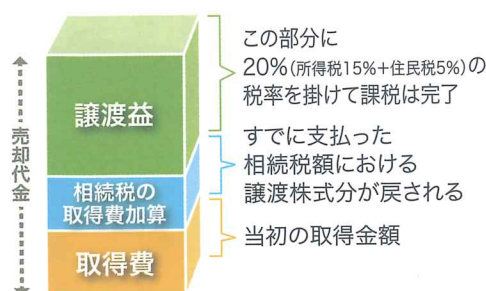
株式会社AGSコンサルティング取締役
税理士 和田博行

NPO法人役立つ税理士協議会のメンバーであるAGSグループには210名以上の会計専門家が在籍し、事業承継支援、IPO支援、M&A事業などを行っている。

NPO法人 役立つ税理士協議会

〒530-0044
大阪府大阪市北区東天満2-8-1
若杉センタービル別館2階
TEL. 06-6314-6456
FAX. 06-4801-8538
<http://www.zei-navi.net/>

相続時の金庫株には 譲渡所得課税が適用される



から、同時に経営者保険の見直しもお薦めしたいと思います」(谷社長)

一方、税法や会社法の改正は頻繁に行われている。平成27年1月1日から贈与税でも改正が実施されるが、特例贈与税率の新設により、例えば孫への贈与に対する贈与税が格段と安くなる。資産家にとって、これをうまく活用すれば相続対策になりうる。

こうした情報を常にキャッチアップし、税理士、弁護士、司法書士などの専門家との緊密なネットワークを持つジャスト・フォア・ユーは、相続対策を考える経営者や事業承継に直面した後継者の強い味方となるだろう。

相続における4つの対策

1 非課税枠確保

生命保険の、税金のかからない枠を利用しよう

2 相続税の納税資金確保

相続にかかる税金費用を、キャッシュで準備しよう

3 相続財産の評価圧縮

財産の評価を下げよう

4 贈与による節約術

相続前に少しずつ、次世代に財産を贈与しよう

NPO法人 役立つ税理士協議会が 概算の自社株評価(無料)と コンサルティングを行ないます。

先着15名様。巻末の日経BPムック
読者アンケートハガキで
お申し込みください。

<http://www.zei-navi.net/>

「事業承継を考える際、まず取り組むべきは自社株の評価に着目することです」と、ジャスト・フォア・ユーの谷敦社長は話す。自社株は、会社の資産の中で最も価格が乱高下する上、経営を続けるには手放せないものだからだ。

**生命保険が救う
あなたの自社株評価**

自社株の評価方法の1つに、類似業種比準方式というものがある。NPO法人役立つ税理士協議会のメンバーであるAGSコンサルティングの和田博行税理士は語る。「評価のための3つの要素のうち、利益に3倍の比重が置かれているため、その年の利益次第で株価は

大きく跳ね上がったてしまいます。また、類似業種の上場株の騰落も反映されるため、上場株が上がれば自社株も上がることになるわけです」

そこで、自社株対策を施す必要が出てくる。

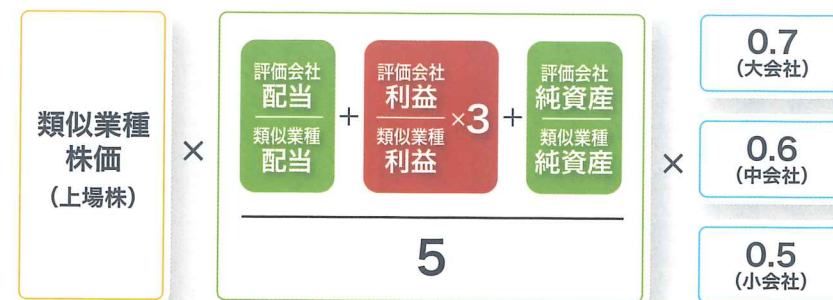
「相続が間近に迫っているにもかかわらず自社株の評価が高く、事業承継が困難といったケースがありました。そこで、生命保険を活用します。生命保険の加入は会社にとつては、内部留保が進み退職金準備もできることから、損を出しながら、実は中小企業にとつては体力強化につながります。結果的に利益を圧縮したことになりません。一時的な支出が発生したとはいえ、その後解約返戻金が戻って

くることを考えれば、相続税対策に保険をリンクさせることは効果があります」と谷社長は振り返る。「経営者の皆様には自社株の重要性を認識していただき、まずはその評価をしてみるのが対策の第一歩となると思います」と谷社長は言う。なお、谷社長が理事長を務めるNPO法人役立つ税理士協議会を通じて、AGSコンサルティングが無料で自社株評価をするキャンペーンが行われる。ぜひこの機会を利用していただきたい。

**セカンドオピニオンを
聞くことが大切**

事業承継の手法にはさまざまなものがある。

類似業種比準方式の計算式



スムーズな事業承継のためには 早めの自社株対策が不可欠 「自社株対策いつするの? 今でしょ!」

ジャスト・フォア・ユーのカリスマFP谷敦氏が、生命保険を利用した事業承継対策について、AGSコンサルティングの和田博行税理士とともに解説する。



株式会社ジャスト・フォア・ユー
代表取締役
谷 敦

NPO法人役立つ税理士協議会理事長、
MDRT TOT会員、AFP。

対談

保険のプロとして中小企業
経営コンサルティングを手掛
けるジャスト・フォア・ユー。
相続の問題点について、北浜
法律事務所森本宏弁護士
とカリスマFP谷敦氏が語り
合う。



「遺言いつするの？今でしょ！」

故人の思いを円満に実現するのは「遺言書」

谷 相続税法が改正され、平成27年以降の相続からは基礎控除額が引き下げられるなど、増税のことがばかりが話題になっています。でも私は、相続の問題は税金だけではないと思うのですが、森本先生はどうお考えになりますか。

森本 そうですね。相続における最も本質的な問題は税金対策ではなく、相続人同士の争いをいかに回避するかということです。相続を「争族」とせず、故人の思いを円満に実現するために最も有効だと思われるのは、遺言書を書くことです。しかし、アメリカ人の約半数が遺言しているのに対し、日本人はわずか1%しか活用していないというのが現状です。

元気だからこそ 遺言書を書いておこう

谷 たしかに「まだ自分は元気だから」と、遺言書を書くことを嫌う経営者の方も少なくありません。でも、いよいよという時期になってから書くことはほとんど不可能です。

森本 「それほど多くの財産はな

いから」とか「子供たちがうまくやってくれるはずだ」とおっしゃって、なかなかこの問題に向き合えない方が多いのですが、ことに経営者の場合は、元気なうちに遺言書を書いておくことがスムーズな事業承継に不可欠です。

谷 遺言書を書かない場合、どんなトラブルが考えられますか。

森本 例えば、長男が後継者である場合、別の仕事に就いている弟や嫁いだ姉妹などが「平等な」遺

産分割を要求してくるケースが少なくありません。

スムーズな事業承継をするために

森本 金融資産が少ない場合は、長男が親と同居していた自宅や事業用の土地や建物、それに経営権にかかわる自社株まで分割しなければならなくなり、その後の経営に支障をきたしてしまいます。親にし

てみれば、他の兄弟が当然長男に配慮してくれる思いがちですが、子世代の意識は異なることが多いのです。

谷 遺言書を書くことは、残された子供たちが仲良くやっていくための方策でもあるわけですね。

森本 あまりご存知ないかと思いますが、生前に贈与された財産（特別受益）は、相続財産とみなされてしまいますが、これを相続財産に持ち戻さないという文言（特

別受益の持戻し免除）を遺言書で書いておくことで、それを相続財産から除外することができま

す。また、早めに相談していただくことで遺留分の生前放棄についてもアドバイスできるので、あきらめずに弁護士を活用することをお勧めしたいですね。

弁護士も知らなかった 生命保険の活用法

森本 実は、私は谷さんから相続対策に生命保険を活用する方法を聞いて、目から鱗が落ちる思いだったんです。多くの弁護士はまだこの方法に気づいていないですね。

谷 相続には「遺留分」というものがあり、1人の相続人に相続財産をすべて相続させることは難し

いのですが、保険金は受取人固有の財産であるため、民法上は相続財産には含まれません。このため、遺留分減殺請求に備えた生命保険の活用はぜひ行われていきます。ただ、残念なことに間違ったやり方をしている方が多いのです。

例えば、遺言書で、事業を継ぐ長男に総額1億円の自社株と事業用不動産を相続させ、2人の妹を5000万円ずつ生命保険金の受取人にします。これで丸く収まればいいのですが、この場合、相続財産は長男の1億円の資産のみとなり、妹たちからさらに遺留分を現金で請求される可能性があるのです。

森本 この場合、生命保険金の受取人も長男にしておき、そこから遺留分としての代償分割交付金を

妹たちに支払うのが正解です。全部長男に集中しては妹たちがかわいそうと思いがちですが、ここは冷静に判断したいところです。

また、自社株を後継者が経営者から生前贈与等によって取得した場合、推定相続人全員の合意等を条件として、遺留分算定の基礎財産に算入しないことが認められる「除外合意」という民法の特例があります。こうした事業承継をスムーズに行うための規定についても知っておいていただきたいですね。

借入金の弁済資金も 生命保険でカバー

谷 中小企業経営者の場合、金融機関からの会社の借入金を無限定に連帯保証していますが、これも相続人にとって大きな問題ですね。

森本 財産全部を長男が相続したとしても、この債務は法定相続人全員に引き継がれます。相続開始後3カ月以内に家庭裁判所で相続放棄の手続きをしない限り、完済するまでは全員が債務を負っていることとなります。



北浜法律事務所代表・CEO

弁護士 森本 宏

北浜法律事務所には、高度な専門知識を備えた弁護士約90名が在籍。大阪のほか、東京、福岡にも拠点を構え、必要に応じて税理士など他の専門家との連携も行う。

〒541-0041
大阪府大阪市中央区北浜1-8-16
大阪証券取引所ビル
<http://www.kitahama.or.jp/>

谷 基本的なこととはいえ、そん

巻末の日経BPムック
**読者アンケートハガキを
ご利用ください。**

相続・遺言の
ご相談は、

お問い合わせ先

株式会社ジャスト・フォア・ユー

<http://www.j-f-y.com/>

TEL. 06-4801-8539/FAX. 06-4801-8538

〒530-0044 大阪府大阪市北区東天満2-8-1
若杉センタービル別館2階